

平成29年度

第2回 八雲町地域包括支援センター運営協議会



日 時：平成30年2月27日（火） 午後1時30分

場 所：八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ第1・2会議室

会議次第

1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) 報告事項

① 認知症初期集中支援推進事業の実施について ······ 1

② 生活支援体制整備事業の実施について ······ 4

(2) その他

4 閉会

(1) 報告事項

①認知症初期集中支援推進事業の実施について

1 事業の目的

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

(介護保険法第115条の45第2項第6号)

2 当町の実施体制

1) チーム設置場所 2チーム

- ①八雲地域包括支援センター
- ②熊石地域包括支援センター

2) チーム員構成

チーム名	チーム員 (福祉職)	チーム員 (医療職)	認知症 サポート医
八雲地域包括支援センター	包括職員4名	八雲総合病院 (相談員・看護師・リハ職)	八雲総合病院 (精神科医師)
熊石地域包括支援センター	包括職員2名		

3 事業の対象者

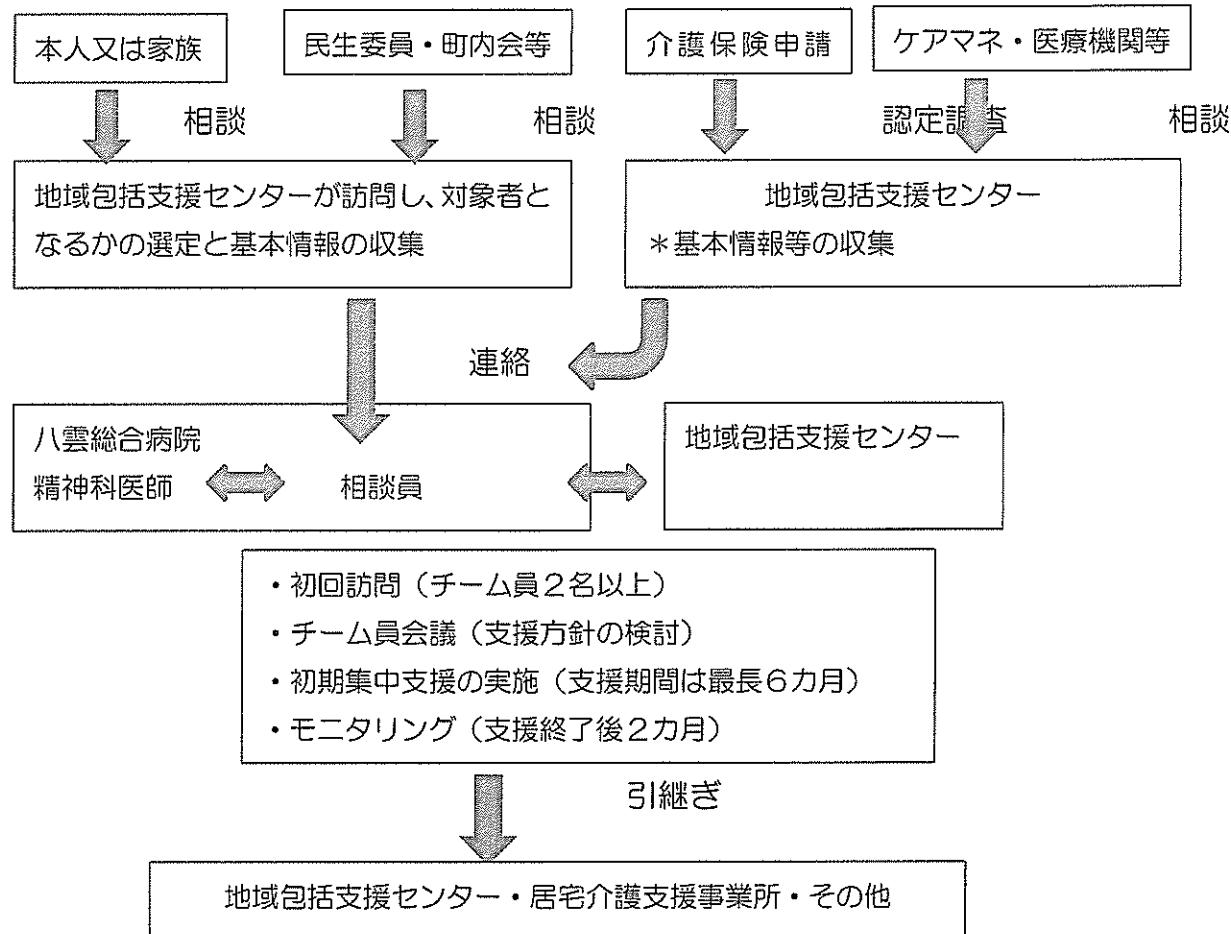
町内に居住する原則として40歳以上の方で、在宅で生活している方で、以下のいずれかに該当する者

- ①認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- ②継続的な医療サービスを受けていない者
- ③適切な介護サービスに結び付いていない者
- ④介護サービスが中断している者
- ⑤何らかのサービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

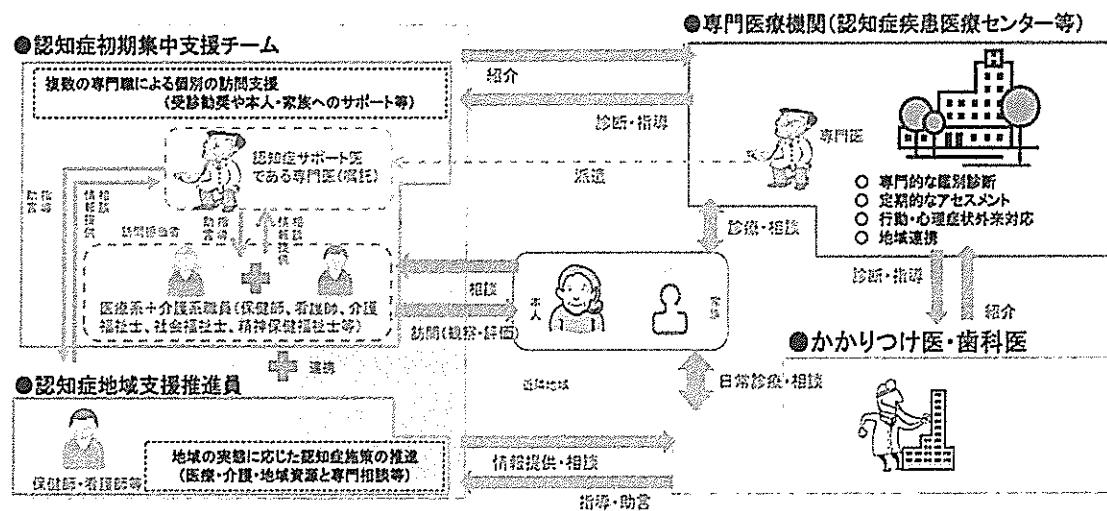
4 支援内容

医療機関への受診支援	医療機関での受診や検査が必要な場合は、適切な医療機関、専門科受診に向けた動機付けを行い、同行者がいない場合等は必要に応じて通院の付き添いを行うなど、継続的な医療の利用にいたるまで支援を行う。
介護保険の利用に関する支援	適切な介護サービスの利用が可能となるよう、介護保険の申請、ケアマネジャーの紹介など介護サービス利用の勧奨、誘導を行う。
認知症の重症度に応じた助言	認知機能障害やBPSDの対応に関する支援を行う。
身体と整えるケア	身体状況のチェックから、水分摂取、食事摂取、排せつ、服薬、運動などについて助言し、身体の状況を整えるための必要な支援を行う。
生活環境の改善	住まいの様子を確認し、整理整頓、移動導線の調整、環境調整（段差、温度、日当たり、音など）を行う。
家族介護者への支援	周辺症状への対応、身体的・精神的・経済的な負担、社会的な孤立感、サービス利用についての不安、家族自身の健康保持や暮らしや不安などへの支援を行う。
社会参加の支援	介護保険サービス以外の社会資源の活用が必要とされる場合は、活用できるサービスを検討し、社会とのつながりに向けての支援を行う。
緊急対応	緊急対応を要する課題がないかを確認し、緊急対応が必要な場合には、チーム員で迅速に支援策を検討し、関係機関に協力を求め速やかに対応する。（栄養、現金、ライフライン、虐待など）
特に独居・高齢者夫婦世帯の場合、特に必要となる支援	医療につながっている場合でも、必要に応じて、かかりつけ医、歯科医院、薬局などへ情報提供を行い、連携した支援を行う。
権利擁護に向けた支援	成年後見制度や日常生活自立支援事業の必要性、消費者被害が疑われる場合の支援を行う。

5 事業実施の流れ（フロー）



○イメージ図



②生活支援体制整備事業について

1 事業の目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者など支援を必要とする高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、ボランティア、NPO法人、民間企業など生活支援サービスを提供する、多様な主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。

(介護保険法第115条の45第2項第5号)

2 当町の実施体制

1) 生活支援コーディネーターの配置

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくため、コーディネート機能を有する「生活支援コーディネーター」を、それぞれの地域の地域包括支援センターに配置する。

①八雲地域 1名（専従 嘱託職員）

②熊石地域 1名（兼務 正職員）

2) 協議体の設置

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置する。協議体は、地域課題に対して住民主体で取り組む手段、方法を相談し、アイディアを出し合う場であり、生活支援コーディネーターを支える場である。

3 事業

多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施することにより、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進する。

1) 資源開発

地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等

2) ネットワーク構築

関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等

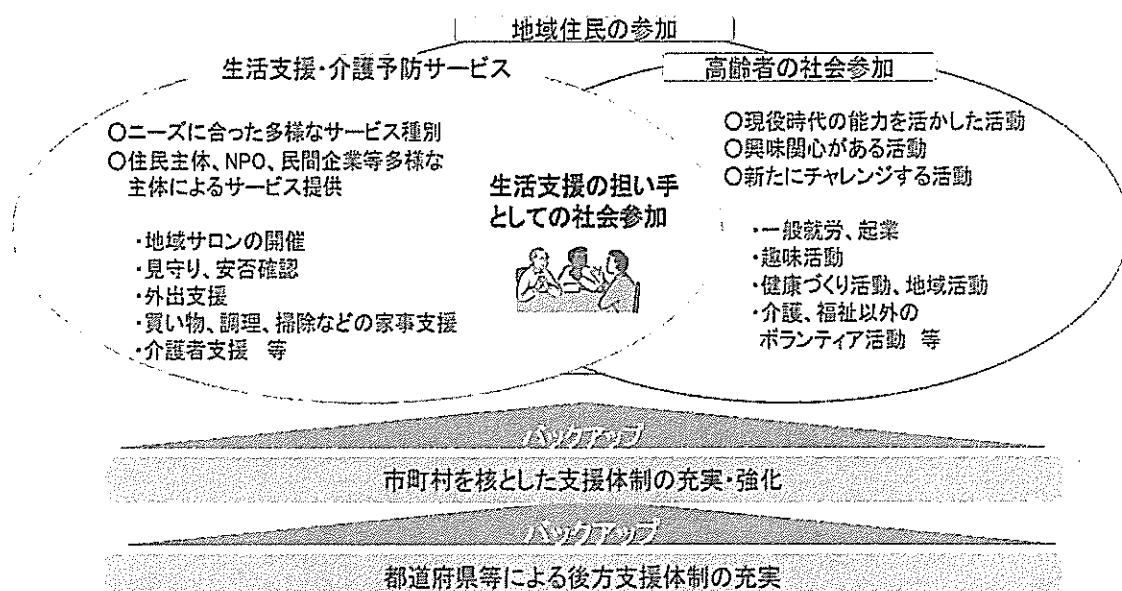
3) ニーズと取組のマッチング

地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等

4) 協議体の役割

コーディネーターの組織的な補完、地域ニーズ、現存の地域資源の把握、情報の見える化の推進、企画・立案・方針策定、地域づくりにおける意識の統一、情報交換、働きかけ等

○イメージ図



× も



